

## 新型インフルエンザ等対策特別措置法 に基づく休業要請等の実施について

はじめに、これまで昼夜を問わず大変献身的に対応いただいております医師や看護師などの医療従事者の方々をはじめ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にご協力をいただいております県民の皆様に改めまして、心から感謝を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の国内での感染拡大を受け、今月7日に、7都府県を対象に国の「緊急事態宣言」が発令され、4月16日には、その区域が本県を含む全都道府県へと拡大されました。

県では、これまでも県民の皆様に、7都府県などへの往来自粛や「3つの密」の回避、曜日や昼夜を問わない不要不急の外出自粛をお願いし、また国の緊急事態宣言の対象区域が全都道府県に拡大されたことに伴い、翌日、①大型連休期間の都道府県をまたいだ不要不急の移動の自粛、②スーパー等での社会的距離の保持、③接待を伴う飲食店等への出入り自粛などを富山県の「緊急事態措置」としてお願いしてまいりました。

しかしながら、本県では、最初の感染者が確認された3月30日以降、感染者が急増しており、4月22日正午現在で130人の感染者が確認され、一部の公的医療機関や社会福祉施設においてはクラスター（患者集団）も発生しています。また、感染経路が不明なケースが増加傾向にあり、富山市内はもとより、他の市町村内においても感染者がさらに拡大すれば、県内全域における通常の診療・救急対応にも支障が生ずることが懸念されるなど、県内の医療体制は極めて危機的な状況に直面しつつあります。

こうした現在の県内の感染状況を踏まえ、これ以上の感染拡大を一刻も早く食い止めるため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項及び国

の基本的対処方針に基づく緊急事態措置として、明日4月23日零時から5月6日まで、遊興施設、運動・遊戯施設、劇場、商業施設等の事業者の皆様には施設の使用停止及び催物の開催の停止、すなわち「休業」等をお願いすることといたしました。一方、できれば4月23日から、少なくとも4月24日から、この休業要請等に全面的にご協力をいただける事業者の皆様には、経済的な影響が大きいと考えられることから、要請の趣旨も踏まえ、県と市町村が連携して「協力金」を支給させていただくこととしました。今後、制度の周知や迅速な手続きに努めてまいります。

県では、これまでも、県内の公的医療機関に最大500床の病床の確保をお願いするとともに、間もなく軽症者・無症状者の療養のための宿泊施設の運用を開始するなど、感染が拡大した場合にも医療提供体制が維持できるよう全力で取り組んでいます。

今後とも、必要な医療提供体制の整備、感染拡大防止対策の徹底、緊急経済対策の推進などに万全を期してまいります。さらなる感染拡大の防止のためには、県民や各事業者の皆様には「自分だけは大丈夫」という意識を根本から変えていただくことが必要不可欠です。

県民の皆様には、ご自身への感染の回避や、ご家族をはじめ他の方々に感染させない行動を徹底するとともに、最大限の危機感を持って対応いただきますよう切にお願いします。

また、県が休業等をお願いする施設を有する事業者の皆様におかれては、全面的にご協力いただきますよう、重ねてお願いします。

なお、患者・感染者や対策に携わっている医療従事者の方々及びそのご家族の方々などに対しては、人権に配慮して、差別や偏見を持たずに、また風評被害を受けることのないように温かく見守り応援してください。

県民や各事業者の皆様のご理解とご協力をお願いします。